

佐賀県告示第 29 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 7 条の規定により、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成 30 年 2 月 9 日から平成 30 年 3 月 8 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 2 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
350	相知巖木線	唐津市相知町	_____
		唐津市巖木町	